明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

開始した各事業年度（当該法人の当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の十五の二第一項第一号に掲げる離職者（同号に規定する離職者をいう。）についての要件を満たすかどうかの判定に係る当該連結事業年度）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める事業年度とする。

一　合併法人　次に掲げる合併法人の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度

イ　適用年度において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の基準日（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度（当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち最も古い事業年度開始の日（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）をいう。以下この条において同じ。）から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象年度」という。）並びに当該合併に係る被合併法人の各調整対象年度及び当該適用年度開始の日以後に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日以後に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

ロ　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）及び当該合併に係る被合併法人の各調整対象年度

二　分割法人等　次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度

イ　適用年度において行われた分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（以下この条において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。次号イにおいて同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

ロ　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度の前事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）に係る分割法人等　当該分割法人等の基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）

三　分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この号及び次項において同じ。）　次に掲げる分割承継法人等の区分に応じそれぞれ次に定める事業年度

イ　適用年度において行われた分割等に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イにおいて「調整対象年度」という。）及び当該分割等に係る分割法人等の各調整対象年度

ロ　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた分割等に係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の基準日から当該分割等の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。ロにおいて「調整対象年度」という。）及び当該分割等に係る分割法人等の各調整対象年度

7　法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける法人が適用年度において行われた合併に係る合併法人又は分割等（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。第二号及び第三号において同じ。）に係る分割法人等若しくは分割承継法人等に該当する場合の当該法人の同条第二項第三号に規定する基準雇用者数及び同項第四号に規定する基準雇用者割合の計算については、当該法人の当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の日における雇用者（同項第二号に規定する雇用者をいう。）の数（当該法人の当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日における雇用者（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する雇用者をいう。）の数。以下この項において「前事業年度等の終了の日における雇用者数」という。）は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める雇用者（法第四十二条の十二第二項第二号又は第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する雇用者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）の数とする。

一　当該合併に係る合併法人　次に掲げる雇用者の数を合計した数

イ　当該合併法人の前事業年度等の終了の日における雇用者数

ロ　当該合併に係る被合併法人の前事業年度等の終了の日における雇用者数

二　当該分割等に係る分割法人等　当該分割法人等の前事業年度等の終了の日における雇用者数に当該分割等の直後の当該分割法人等の雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の雇用者であった者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の雇用者の数で除して計算した数

三　当該分割等に係る分割承継法人等　次に掲げる雇用者の数を合計した数

イ　当該分割承継法人等の前事業年度等の終了の日における雇用者数

ロ　当該分割等に係る分割法人等の前事業年度等の終了の日における雇用者数に当該分割等の直後の当該分割承継法人等の雇用者（当該分割等の直前において当該分割法人等の雇用者であった者に限る。）の数を乗じてこれを当該分割等の直前の当該分割法人等の雇用者の数で除して計算した数

8　法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける法人が合併法人に該当する場合の適用年度における当該法人の同条第二項第七号に規定する比較給与等支給額（第十項において「比較給与等支給額」という。）の計算については、当該法人の次の各号に規定する調整対象年度に係る当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（同条第二項第五号に規定する給与等をいう。）の支給額（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等（法第六十八条の十五の二第二項第四号に規定する給与等をいう。）の支給額。以下この条において「給与等の支給額」という。）は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　適用年度において行われた合併に係る合併法人（合併により設立したものを除く。以下この号及び次号において同じ。）　当該合併法人の基準日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各調整対象年度に係る給与等の支給額とする。

イ　当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等の支給額

ロ　当該合併法人の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等の支給額を合計した金額に当該合併の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額

二　基準日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われた合併に係る合併法人　当該合併法人の基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む各事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この号において「調整対象年度」という。）については、当該各調整対象年度ごとに次に掲げる金額を合計した金額をもつて当該各調整対象年度に係る給与等の支給額とする。

イ　当該合併法人の当該各調整対象年度に係る給与等の支給額

ロ　当該合併法人の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象年度に含まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別給与等の支給額を合計した金額